

ショートステイ

<特定入所者介護サービス費(補足給付)>※介護保険負担限度額認定

介護保険施設入所者等の方で、所得や資産等が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。
 なお、特定入所者介護サービス費の利用には、負担限度額認定を受ける必要がありますのでお住まいの市区町村に申請をしてください。

利用者負担 段階	所得区分		金額は日額 ※【】は短期入所		
			食費	居住費(多床室)	居住費(個室)
第4段階	市区町村民税課税世帯		1,600円	915円	1,231円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の 公的年金年収入額(※)+その他の合計所得 金額が120万円超	単身 500 万円以下 夫婦 1,550 万円以下	1,300円	430円	880円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の 公的年金年収入額(※)+その他の合計所得 金額が80万円超~120万円以下	単身 500 万円以下 夫婦 1,550 万円以下	1,000円	430円	880円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の 公的年金年収入額(※)+その他の合計所得 金額が80万円以下	単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下	600円	430円	480円
第1段階	生活保護を受給している方 世帯全員が市町村民税非課税で、 老齢福祉年金受給者	単身 1,000 万円以下 夫婦 2,000 万円以下	300円	0円	380円

※非課税年金を含みます。

負担限度額は所得段階、施設の種類、部屋のタイプによって異なります。